次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十条第一項第七号の農林水産大臣の指定する検査は、法第五条第一項の規定に基づく検査のうち豚熱に係る免疫付与状況確認検査とする。	（新設）
二　法第六十条第一項第八号の農林水産大臣の指定する薬品は、次に掲げるものとする。	一　家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十条第一項第七号の農林水産大臣の指定する薬品は、次に掲げるものとする。
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
三～五　（略）	二～四　（略）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第６項の規定に基づき、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第１項の規定に基づき公表する。

令和８年５月19日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
前文	前文
１・２　（略）	１・２　（略）
３　しかし、平成30年９月９日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に全国各地の豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大したことから、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止が急務となった。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和２年９月に失われた。令和８年４月現在、26都県103例の豚等における豚熱の発生が確認されている。	３　しかし、平成30年９月９日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和２年９月に失われた。令和６年６月現在、21都県92例の豚等における豚熱の発生が確認されている。
４～６　（略）	４～６　（略）
７　このような中、本指針等に基づく各種の発生予防及びまん延防止対策の推進により、豚等での発生は年５件程度までに減少したものの、一方で、野生いのししでの感染地域は、北は青森県から南は鹿児島県まで拡大するなど、引き続き清浄化に向けた先行きを見通しにくい状況にある。このため、現下の発生状況や対策の効果を踏まえつつ、清浄化に向けた道筋を示すことを目的に、「豚熱清浄化ロードマップ」（令和７年６月策定。以下「ロードマップ」という。）を策定・公表した。ロードマップにおいては、「飼養豚での清浄化を地域ごとに進め、2050年を目途として全国でのＷＯＡＨの豚熱清浄国ステータスの取得」を当面の目標としつつ、「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」を最終目標としている。	（新設）
８　その後、ワクチン接種農場における発生状況等の分析結果を基に、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）において検討した結果、これまで農場内の全ての飼養豚をと殺の対象としていたが、これと比べて、適切なワクチン接	（新設）